



INSTITUTO CERVANTES(以下「インスティトゥ・セルバンテス」という)は外国語としてのスペイン語認定証(以下「DELE」という)の学術管理、試験管理、財務、及び運営等の一切の事務を統括し、スペイン王国教育・職業訓練大臣の名のもとに、下記条件においてDELEの認定証書を公的機関であるインスティトゥ・セルバンテスの会長が発行するものである。

## 1. 試験一般

試験日、申込期間などDELE試験に関する詳細は、DELE公式ポータルサイト(<http://exámenes.cervantes.es/dele/>)にて掲載をする。DELE試験の申込時に入金された受験料には、選択された試験レベルを、指定の試験日・試験会場での受験、及びその合格証書の発行に関する権利を含む。

いかなる場合にも、申込期間を過ぎた試験の申込は認めない。

受験者が該当のDELE試験に合格しなかった場合、或いは当該試験開催日に受験をしなかった場合は、いかなる理由によっても当該月試験に対する権利を失う。

## 2. 受験資格

DELE試験は年齢制限なく全ての識字者を対象とする。

インスティトゥ・セルバンテスは、指定の受験料を支払った受験者の申込を受け付ける。試験申込には(特にそれがオンライン申込の場合には)、受験者の必要な個人情報の提供のみならず、受験者個人のメールアドレスの提供が必要である。当該メールアドレスの提出は受験者の義務であって、登録されたメールアドレスが正常に機能し、送受信できる状態に維持することは受験者の責務とする。インスティトゥ・セルバンテスまたは試験会場の定めに従って、登録されたメールアドレスは、インスティトゥ・セルバンテスに関する事項やDELE試験に関する連絡、試験結果の確認及び合格認定証書の印刷のために利用される。

受験料の支払をもって、受験者はDELE試験について、本書に明記された一切の取引条件を受諾するとともに、試験・合格認定証書取得の管理上・財務上の一切の条件を遵守することを宣誓する。上記条件の履行と本人確認のために、受験者は受験時に申込確認書と受験票、パスポート等の写真付の公的身分証明書等を持参することに同意するものとする。

未成年、または制限行為能力者の受験者の申込みは、両親、保護者、後見人が試験申込みを行い、受験者ごとに個別のメールアドレスを設定しなければならない。

## 3. 申込の方法

試験申込はインスティトゥ・セルバンテスが設定する申込方法にて、申込み期間内に行うものとする。

オンライン申込の場合は、受験者はオンライン登録システムの申込方法の指示に従うものとし、特に申込確認書(resguardo)に明記された受験要領及び申込条件を確認しなければならない。この場合、受験者は電子取引システムのプロセスにおいて規定された支払方法にしたがって受験料を支払うべきものとする。

所定の提出先(試験運営センター等)に出頭して申込を正式に行うために、受験者は以下の書類を提出しなければならない。

- 必要事項を記載した試験申込用紙

- パスポートなどの写真つき公的身分証明書のコピー及び原本。

身分証明書には姓名、国籍、出生地、生年月日が記載されてあるもの。受験者が提出する受験申込書の個人情報は証明書の記載内容と同一でなければならない。

- 受験料の支払いを証明するもの

受験料の支払いは所定の試験運営センター側が決定した方法に従って行われる(「DELE申込」を必ず表記するとともに日付、受験レベルも表記すること)またはオンライン申込の場合には、インスティトゥ・セルバンテスの規定したオンライン申込方法に従って行うものとする。

## 4. 受験者の個人情報

受験者は自己の個人情報(特に身元を特定する情報である姓名、身分証明書番号、生年月日、出生地など)の記載内容が正しく記載され、選択したDELE試験の内容(指定の試験会場、日程、レベル等)を正しく選択しているか再度確認してから申込手続を完成させる義務を有する。受験者の記載ミスによる入力情報の誤りは認定証明証書に反映され得るため、受験者への管理業務上の不利益を伴うのみならず、このような入力情報の誤りによる証書再発行の手数料は受験者が負うものとする。また、再発行手数料は先払いとする。

受験者の申込用紙に記載される個人情報は、受験時に持参される公的写真付身分証明書と同一の記載内容でなくてはならない。受験者の身元が正しく証明され、申込確認書と身分証明書の内容が合致する場合にのみ受験を認めるものとする。

受験者は、DELEに関する連絡に影響し得るような個人情報の変更が生じた場合は、速やかに試験運営センターに通知する義務を負うものとする。

個人情報の変更、問題が発生した場合は <http://cau.cervantes.es> へ速やかに連絡しなければならない。

受験者が行った申込における誤記入、及び個人情報の未更新によって受験者が被る損害に関しては、インスティトゥ・セルバンテスは責任を負わないものとする。

## 5. 特別措置が必要な受験者

インスティトゥ・セルバンテスは、個人的な状況等により特別な措置が必要な受験者(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、特定の学習困難や、宗教施設・病院施設・刑務所施設より外出できない者等、通常の規則に従って受験できない受験者)に対して特別措置を講じて試験を運営することができる。

インスティトゥ・セルバンテスの規定に則った特別措置が必要な受験者は、インスティトゥ・セルバンテスの試験ポータルサイトの該当箇所に記載された指示に従って、受験申込時点から48時間以内までに試験運営センターに対して速やかに事前通知し、当該必要性の証明書を提出しなければならない。

前項の通知期間内に事前通知を行わなかった場合、または指定の通知の方法に従って事前通知がなされなかった場合には、受験者は本条記載の特別措置を講じたDELE試験の受験を申請する権利を失うものとする。

事前申請がなされたにも関わらず、特別措置の受験が却下された場合、受験者は却下連絡より72時間以内であれば、受験申込のキャンセル及び受験料の返金を申請することができる。

特別措置が講じられたDELE試験の提供の詳細については、インスティトゥ・セルバンテスの試験ポータルサイトより確認することができる。

## 6. 返金(契約解除)

受験者は法令の定めに従って返金(契約解除)を求める権利を有する。当該返金(契約解除)の権利を行使するためには受験者は申請しなければならない。当該返金(契約解除)の申請は受験者の全データ(申込の際に提示した受験者の全ての個人情報及び受験番号等)を記載の上で書面にて申請する必要がある。当該申請は受験料の支払の時から14日以内に行わなければならない。 <http://exámenes.cervantes.es/> より申込をした受験者は <http://cau.cervantes.es> の返金フォーマットを利用して申請を行うことができる。他の方法で申込を行った受験者の場合は、各自が申込を行った各試験運営センターにこれを申請すべきものとする。

新型コロナウイルスCOVID-19に関連し、インスティトゥ・セルバンテスは、受験者が最も良い状況で試験に参加できるよう余裕を持ち柔軟性を持つよう返金とキャンセル申請の期限を変更した。

新しい条件、期限は以下の通りとする：

- 新型コロナウイルスCOVID-19の影響によりDELE試験が中止となった場合、インスティトゥ・セルバンテスは、同じ試験会場で、試験遂行に可能な人数で、新しい日程に受験者の振り替えをする。受験者は返金申請、または新たな日程では都合がつかない場合の日程変更にも最大2ヶ月の猶予を有する。しかし新しい日程での試験が開催された後の返金申請、日程変更申請は認められない。
- 登録している試験が最終的に開催決定された場合、返金申請は試験日の3週間前までに行わなければならない。
- 返金申請、変更申請の猶予期間終了後は、受験料返金は認められない。
- 新型コロナウイルス感染症が継続している間、発熱や陽性反応診断のため試験を受けることが出来ない受験者は、後の日程の試験への振り替えのため、日程変更の申請をすること。その申請はいずれの試験(口頭試験や筆記試験の一部など)も受けていない場合に限り可能で、試験日程より前に行う必要がある。
- 試験に会場しなかった受験者、試験開催後に病気や新型コロナウイルスの疑いがあると報告した受験者の変更は認められない。

上記に該当する受験者は申込をした試験運営センターに申請すること、またオンライン <https://exámenes.cervantes.es/> 経由で申し込んだ受験者は、インスティトゥ・セルバンテス利用者問い合わせセンター(CAU) <https://cau.cervantes.es/> に申し出ること。

上記要件を満たさない申請や、規定の法定期間外になされた申請は受け付けられないものとする。

返金(契約解除)の申請が期間内に正しくなされた場合は、インスティトゥ・セルバンテスは遅滞なく、受験者が支払いを行った同一の方法で返金すべきものとする。

返金(契約解除)は最大限速やかに行われるべきではあるが、インスティトゥ・セルバンテスは状況により、払い戻しを遅らせる権利を留保し、出来る限り遅延を最小にし、全額の返金を行うことを保証する。

但し、受験料を納付して申込されたDELE試験が未だ開催されていない場合であって、過去のDELE試験について受験者が予め試験結果の見直しを異議申し立てた結果として以前のDELE試験で合格となった場合は、受験者は受験料の返金を求める権利を有する。この場合、受験者は自らの異議申立を認める裁決通知を受けた日から1ヶ月以内に書面にて返金の申請を行わなければならない。当該申請期間が経過した後は受験者は返金の権利を失うものとする。

## 7. 申込の無効

以下の理由により試験が廃止された場合、受験者は事前申請により受験料の全額の返金請求、または申し込み期間内に限り次の受験月への受験変更ができるものとする。

- 試験会場の責任により試験が実施できない場合
- 不可抗力、天災等(国家非常事態)により試験の実施が中止された場合、または試験会場への移動が困難で受験者の生命・安全等の危険を伴う状況(自然災害、戦争、など)が認められる場合。

上記の場合、筆記試験開催予定日より1ヶ月以内に、受験者は受験申込した試験会場に対して(オンライン登録の場合はインスティトゥ・セルバンテスの試験ポータルサイト <https://cau.cervantes.es/>にて)書面にて自己の真正な全個人データを通知して返金または試験日程の変更を申請すべきものとする。当該申請期間が経過した場合、受験者は受験料の返金及び受験月の変更を受ける権利を失うものとする。

## 8. 試験月、試験会場、試験レベルの変更について

試験申込期間の経過後の変更は一切認めない。また、いかなる理由をもってしても、申込期間が終了した試験への申込は受け付けない。

試験月、試験会場、試験レベルの変更があっても、契約解除の期間は変更されず、当該期間は変更前の受験料支払の日から14日以内である。

受験者は期間内に書面にて、個人情報と受験番号を記載の上、申込をした試験運営センターに対して変更の申請を行わなければならない。正しい情報と申請が確実に運営センターに申し出るのは受験者の責務とする。このような変更の申請につき、受験者には追加の料金がからまないものとする。但し変更に伴い、変更後の受験料が高い場合には、受験者は差額を直ちに支払うべきものとする。変更後の受験料が支払額より安い場合には、受験者に対する差額の返金は行わないものとする。

受験料を支払い、申込が完了した後、受験者は下記条件にて申込内容の変更の申請をすることが可能である。

A. インスティトゥ・セルバンテス試験ポータルサイトより、DELE試験(A1、A2、B1、B2、C1、C2)にオンライン申込をして、試験会場がスペイン国内である場合。

### 1. 試験会場、試験日、試験レベルの変更

申込をした当該試験が申込期間中であり、かつ変更を申請した時点で変更後の試験も申込期間中であり、受験者数に空きがある場合は、受験者は試験日、試験会場、試験レベルの変更を申請することができる。

他国の試験会場への変更は認められず、インスティトゥ・セルバンテス試験ポータルサイトにない試験への試験レベル変更は認めないものとする。

### B. 試験運営センターでのDELE試験申込の場合

#### 1. 試験会場の変更

試験申込が完了した後の試験会場の変更はできない。

#### 2. 受験月、受験レベルの変更

申込をした当該試験が申込期間中であり、かつ変更を申請した時点で変更後の試験も申込期間中であり、受験者数に空きがある場合に限り、試験月、試験レベルの変更を申請することが出来る。受験者が変更を申請した試験レベルが支払った受験料よりも高い場合は、受験料差額を支払った時から変更の申請ができるものとする。また、変更申請された試験レベルの受験料が申込レベルより安い場合は差額の返金は行わないものとする。

DELEジュニア・ユースに関しては、スペイン国内の試験会場へ申込をした場合は、通常のDELE試験への変更は認めない。

## 9. 試験の開催

試験申込は必ず試験会場の選択をせねばならず、受験者は選択した試験会場の指定された会場の場所と試験月の日程でのみ受験資格を持つものとする。

受験者は試験運営センターより指定された時間と場所に以下のものを持参し 集合しなければならない。

- 試験運営センターより配布された申込の確認書(オンラインで申込をした場合は、システムから配信される申込の確認メール)
- 試験申込時に提出したパスポートなどの公的写真付き身分証明書。スペイン国内でA2レベルを受験する場合には、有効なパスポートの原本(身分)の提出が必要となる。EU圏内の受験者に関しては、EU圏内の自国の証明書にて代用することができる
- 試験運営センターから配布された筆記試験および口頭試験の試験会場、日時が記載された受験票

試験月を選択し支払われた受験料は試験1回にのみ有効である。

上記要綱7で示されたような申し込み無効に値する以外、指定された場所、時間に現れず試験を受けない場合、返金及び他月での試験変更の権利は持たない。

## 10. 不適切な行動

受験者の不適切な行動、すなわち当該受験者のいかなる行為により、当該受験者の試験または他の受験者の試験が不正に有利または不利になると試験監督が判断した場合、当該受験者は試験会場から退出し、受験した試験が採点される権利を喪失する。退出した受験者は受験中の試験の全ての権利をも喪失するものとする。

## 11. 試験の録音・録画

受験者の身元の確認、及び防犯上の理由から、試験は録音、録画されることができるとする。DELE試験は、試験官の職務のモニタリング、試験の改善のための調査及び研究、受験者の試験結果に対する見直し等の異議申立の判断時の補足的な資料を得ることを目的として、電磁波又はデジタル媒体(規則的になされる形態も・ランダムになされる形態を問わず)により録音・録画できるものとする。

以上の理由のため、受験者は上記条件への同意の下、面接時の録画を承諾し、これに関する自己の知的財産権・肖像権・その他の権利についても、国を問わず現行法上認められ得る最大の期間インスティトゥ・セルバンテスに譲渡するものとする。

## 12. 試験結果

試験結果の基準や採点方法に関する詳細な情報はインスティトゥ・セルバンテス試験ポータルサイトのDELE試験ガイドにて記載する。

またインスティトゥ・セルバンテスは、公式ポータルサイト <http://examenes.cervantes.es/> にて、試験を受験した受験者全員に対して試験結果を通知する。

受験者は事前に上記サイトへ登録し、各受験者のための個別のページにおいて合格、不合格が記載された試験結果をダウンロードすることができる。ダウンロードした試験結果通知票にはインスティトゥ・セルバンテスの電子証印が捺印され、認証コードが付され、証明書としての価値を有する。試験に合格した受験者は、合格した試験レベルの合格認定証書が発行される権利を有する。

試験の総合的な評価として不合格となった受験者が次回試験を申し込む場合は、たとえ試験の一科目が合格となっていたとしても、試験の全科目を再度受験しなければならない。

## 13. 試験結果の見直し

受験者は、インスティトゥ・セルバンテス試験ポータルサイトの個人のページ(受験者自ら事前登録を行う必要がある)にある書式を使用して1回に限り試験結果の見直しを請求できるものとする。

なお、受験結果の掲載期間の確認及び試験結果の見直しの請求は受験者の責務であり、ゆえに試験の採点の見直しは規定された期間内でのみ請求すべきものとする。また、各試験科目の開示、返却、複写の請求は受け付けない。

試験結果の見直し請求に関する詳細な情報は、[インスティトゥ・セルバンテスのDELE試験ポータルサイト](http://examenes.cervantes.es/)にて掲載する。

## 14. 異議申し立て

全ての受験者はインスティトゥ・セルバンテスの電子サイト <http://sede.cervantes.gob.es/> により、必要と認めた異議申し立てをインスティトゥ・セルバンテスに対して申し立てる権利を有する。

## 15. 合格認定証書の配布

DELEの合格認定証書の発行はインスティトゥ・セルバンテス本部の責任とし、インスティトゥ・セルバンテスは各試験運営センターに合格認定証書を交付し、試験運営センターが合格した受験者に配布する。各試験運営センターは合格者に対して合格認定証書が発行され、受け取り可能であることを通知する。合格者は合格認定証書の受取りに関する情報を確認するために試験運営センターに連絡を入れる必要がある。もし何らかの原因で、受験者が合格認定証書が試験運営センターに届いていない旨の連絡を受け取らず、また自身が受験した筆記試験開催日から5年以内に証書の請求をしなかった場合は、認定証書交付を請求する権利を喪失する。しかしながら証書の再発行を申請することはできる。再発行の費用は、試験運営センターまたはインスティトゥ・セルバンテスに原因を帰するもの以外は受験者が負担する(会場にて受け取り可能であることを通知する)。

もし受験者が認定証書を自身の住所に郵送を申し出た場合、試験運営センターは、受験者との事前の同意のもと受験者の費用負担で郵送することが出来る。

認定証書がインスティトゥ・セルバンテス本部から直接受験者に郵送される必要がある場合には、インスティトゥ・セルバンテスは同様に送料に関する適用を行う権利を留保する。

## 16. 知的所有権

受験者に提供された(手渡し、郵送、その他手段を問わず)DELE試験に関する全ての資料等の知的財産権、産業財産、経済的権利はインスティトゥ・セルバンテスに帰属するものである。第三者に帰属するものがある場合、随時明記される。よって、前記の権利を侵害するいかなる行為も、あらゆる法的措置により訴追の対象とする。

## 17. 個人情報の取り扱いと個人情報の保護

DELEを取得するために受験者により提供された個人情報は、現行法に従いインスティトゥ・セルバンテスが個人情報取扱責任者としてこれを取り扱うものとする。当該個人情報はDELE試験の適正な運営を目的として使用するものとし、受験者に対してインスティトゥ・セルバンテスが発行する証明書について、或いはその養成・教育サービス(適法に申し込まれたサービスの提供を行う範囲において)に関する情報の提供を行うためにこれらの個人情報が扱われるものとする。さらに、受験者が希望した場合には(その同意内容に基づいて)インスティトゥ・セルバンテスが行う活動、サービス、目的に関する情報の提供を行うためにこれらの個人情報が扱われるものとする。

なお、提供された個人情報は第三者に譲渡・開示されないものとする。但し、個人情報保護に関する追加条項にて予定され、かつ明記された事案の場合、これをスペイン国の他の公的行政機関に開示されるのを妨げないものとする。受験者は、上記個人情報保護に関する追加条項に従って、提供した個人情報への開示請求、訂正、異議申立、ポータビリティ(データ可搬)、使用制限、削除を求める自己の権利をいつでも行使できるものとする。

## 18. 適用法・司法管轄

受験者とインスティトゥ・セルバンテスの間に発生した一切の紛争はスペイン国法を適用法として解決されるべきものとする。従って、両者は自己に適用され得るいかなる裁判管轄権をも放棄し、スペイン国のマドリードの裁判所の管轄に従うものとする。

重要: DELE試験申込を行う受験者は、本書の試験要領ならびに受験資格及び条件を承諾し、証書取得の手続きに際して求められた必要な身分証明書類等を提出することを約定・承認したものと見なす。

DELE試験に関するさらに詳しい情報は<https://examenes.cervantes.es/es>にてご確認ください。

# スペイン語認定証 2021年度申込要項

2021年度 DELE試験要領ならびに受験資格及び条件について

## 個人情報保護に関する追加条項

EU一般データ保護規則(EU規則2016/679)及び現行法に従い、スペイン国憲法と社会文化知識認定証(CCSE)及びスペイン語認定証(DELE)を取得するために受験者により提供された個人情報は、現行法に従いインスティトゥト・セルバンテスが個人情報取扱責任者としてこれを取り扱うものとする。当該個人情報は上記の試験の適正な運営を目的として使用するものとし、受験者に対してインスティトゥト・セルバンテスが発行する証明書について、或いはその養成・教育サービスに関する情報の提供を行うためにこれらの個人情報が扱われるものとする。さらに、受験者が希望した場合にはインスティトゥト・セルバンテスが行う活動、サービス、目的に関する情報の提供を行うためにこれらの個人情報が扱われるものとする。

## 個人情報取扱責任者

団体名: インスティトゥト・セルバンテス

所在地: Calle de Alcalá no.49, 28014 Madrid (スペイン)

電話番号: +34 914 36 76 00

メールアドレス: [lopd@cervantes.es](mailto:lopd@cervantes.es)

データ保護代表部: スペイン国外務協力省サービス総合監督局([dpd@maec.es](mailto:dpd@maec.es))

## 個人情報取扱の法的根拠

上記の個人情報取扱の法的根拠とは、お求め頂いたサービスに関して締結されるサービス提供契約、また(同意の意思表示をされた場合には)インスティトゥト・セルバンテスのプロモーションに関する情報を受信する同意である。

## 個人情報の利用目的

個人情報はお申込み頂いたスペイン国憲法と社会文化知識認定証(CCSE)及びスペイン語認定証(DELE)を希望の試験会場と試験月に受験できるための手続を処理し、インスティトゥト・セルバンテスによる前述の試験の準備のための養成講座、また前述の試験の適正な運営の為にインスティトゥト・セルバンテスにより取り扱われるものとする。同様に、これらのデータは、提供するサービスの遂行、或いはスペインの法令に基づくその他の法的義務の履行について、経理、財政、経営、教育に関連する目的のために使用される。

さらに、受験者が希望した場合には、インスティトゥト・セルバンテスのサービス、商品、活動等についての情報を配信する。

## 個人情報の保存期間

個人情報はインスティトゥト・セルバンテスと契約関係が継続している期間、保存される。契約が満了した後、個人情報は法律で定められている期間、もしくは司法手続により裁判官及び裁判所が開示請求できる期間保存される。上記のような法定期間がない場合には、ユーザーが同意の取消を請求し、または削除を請求する権利を行使するまでの間これを保存するものとする。

## 個人情報の開示

個人情報は、現行法令の定めに基づく場合を除き、或いは上記目的の達成、管理及び義務の履行のため必要である場合を除き、第三者に譲渡又は通知されないものとする。よって、以下の通知先のみに対して個人情報が開示される。

- 行政機関 (現行法令に定めのある場合)
- 国家警察及び治安部隊 (現行法令の定めに従って)
- 銀行及び金融機関 (求められたサービス提供に関する料金徴収のため)
- インスティトゥト・セルバンテスの協力機関(規則上通知が必要となき、又は該当するサービス若しくは業務の遂行に必要なとき)
- スペイン国の行政機関 (該当する場合、又はスペイン国籍取得の手続きのため)

## 個人情報の取扱に対する受験者の権利

受験者は、提供した個人情報への開示請求、訂正、異議申立、ポータビリティ(データ可搬)、使用制限、削除を求める自己の権利をいつでも行使できるものとする。その場合は電子メールにて[lopd@cervantes.es](mailto:lopd@cervantes.es)宛、またはインスティトゥト・セルバンテス本部宛(スペイン国 C/Alcalá, Nº 49, Madrid 28014)に書面にて郵送または出頭してこれを行うものとする。

受験者はデータの取扱いについて、その存否の確認、自身のデータへの開示請求、データに誤りがある場合に訂正を求める権利を有し、またデータが収集された目的のためにはや不要である場合、或いは同意を撤回する場合、或いは別の理由により必要に応じて、当該データの削除を請求する権利を有する。

規定された事案のもと、受験者はデータの取扱いの制限を請求することが可能であり、この場合には現行法令に定めのある場合にのみデータが保管されるものとする。また、その他の事案においては、受験者はポータビリティ(データ可搬)の権利を行使できる。受験者自身または自身で指定した他の責任者、団体に対して一般仕様の電子形式でデータが譲渡されるものとする。

受験者は何時でも自身が承諾したいかなる個人情報の取扱についても、これを取消す権利を有する。

インスティトゥト・セルバンテスは、権利行使のための書式を用意し、[lopd@cervantes.es](mailto:lopd@cervantes.es) 宛の電子メールによりこれを請求することができる。また、スペインデータ保護庁又は第三者が作成した書式を使用することもできる。これらの書式には、電子署名を付すか、パスポート又はDNI(国家身分証明書)のコピーを添付する必要がある。代理人を通じてこれを行うときは、代理人のパスポート又はDNI(国家身分証明書)のコピー或いはその電子署名を添付しなければならない。

受験者は、その権利行使に対して適切な対応が行われていないと思料する場合は、スペインデータ保護庁に異議申立を行う権利を有する。異議申立の手続きにかかる必要な期間は、異議申立申請の受理後、一か月間である。但し、異議申立の件数及び内容の複雑性によっては最大でさらに二か月間これが延長される場合がある。

受験者の皆様には、もしデータの変更が生じた場合にはデータを最新の状態に更新するために、定められた方法で書面にて連絡を頂けますようお願い申し上げます。